

# 知的障害者の被害把握へ

## 強制不妊家族会が相談窓口設置

旧優生保護法（1948〜96年）下の障害者らへの不妊手術問題で、知的障害者の家族らでつくる「全国手をつなぐ育成会連合会」（事務局・滋賀）が、被害実態の把握に向け10月以降、各都道府県の育成会に相談窓口を設置する方針であることが20日、分かった。声を上げられない被害者を掘

り起こし、本人や家族の心のケアに取り組む。また会として旧法の問題にどう関わってきたか歴史的な経緯を検証し、優生思想を容認しない姿勢をさらに明確に打ち出す。

育成会連合会の久保厚子会長は「かつて会が障害者への不妊手術を容認していた時期があった。その反省

も踏まえ、被害を引きずり、悩んでいる当事者に寄り添いたい」としている。

育成会連合会によると、全都道府県と名古屋や神戸など8政令指定都市にある計55の育成会に10月中をめどに相談窓口を設置。全国約20万人の会員を対象に旧法下の不妊手術に関する相談や情報提供を広く求め

る。

相談があった場合、被害の状況も可能な範囲で聞き取った上で、本人の意向に沿う形でケアに当たる医師や全国被害弁護団、関係機関などにつなぐことも考えているという。相談内容や件数は集計結果を取りまとめ公表する方向。

会にはこれまで「手術されて悲しかった」「赤ちゃんを産むと言われた」といった当事者の声が寄せられており、心のケアの具体的な対応を検討。国による補償を受けられるよう、被害認定に向けた支援も模索する。

会員の親の中には自治体からの委託で知的障害者の相談員を務めている人もおり、日ごろの会話の中でも旧法下での不妊手術に関する悩みがないか気に掛けよう。

一方、社会福祉の専門家や弁護士らによる内部検証委員会も近く発足させ、育成会を設立した52年から96年の法改正までに発行した機関誌をたどって会の姿勢を検証する。この中には不妊手術を勧めるような記述もあったといい、当時の社会状況も踏まえながら反省を示す見解をまとめたいとしている。